



こんな時は特別休暇が取得できます！

- | | | |
|----------------------|------------------------|---------------|
| 1 選挙権その他公民権の行使 | 2 証人等として官公署へ出頭 | 3 骨髄移植の申し出、提供 |
| 3の2 ボランティア休暇 | 4 結婚 | 5 産前休暇 |
| 6 産後休暇 | 7 育児時間 | 8 妻の出産 |
| 8の2 男性の育児参加 | 8の3 子の看護 | 8の4 短期の介護 |
| 9 忌引 | 10 父母、配偶者及び子の追悼 | |
| 11 災害時住居復旧 | 12 災害又は交通機関の事故等による出勤困難 | |
| 13 災害時の退勤途上における危険の回避 | 14 生理休暇 | |
| 15 妊娠出産に係る保健指導、健康診査 | 16 妊娠中の通勤緩和 | 17 つわり休暇 |



項目の前の番号は規則第13条における号数を表します。

特別休暇(特休)の中からお知らせします。

4 結婚

- ・結婚する場合(結婚に伴い必要と認められる行事等)
期間・・・「結婚の日」から連続する7日の範囲内。(週休日は含まない)
直後の長期休業までは取得可能。再婚でも同じ。



結婚の日とは？

社会的に結婚したと認められる日で、婚姻届の日、結婚式の日、同居を始めた日など、職員が選択できる。

8-4 短期の介護

- ・負傷疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護やその他の世話(通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるのに必要な手続きの代行など)を行う場合に取得できます。



対象者 配偶者・子・父母・配偶者の父母。同居の祖父母・孫・兄弟姉妹

期間 「一の年」において5日まで。要介護者が2人以上の場合は10日まで

「一の年」とは、1月1日から12月31日までをいう。

※臨時的任用職員の特別休暇の取扱について

- ・本務者と同様に扱う。
- ・ボランティア休暇・子の看護休暇・短期の介護休暇は「一の年」においてその範囲内で付与1月～3月分は次の学校へ引き継ぐことになります。

なお、年休については、任用期間により付与されるものですので、次の学校へ引き継ぐことはありません。



平成26年度から「配偶者同行休業制度」が始まりました。

職員が外国に滞在する配偶者と生活を共にすることを可能とするための制度です。給与支給はありませんが、身分の保障があります。期間は3年です。

